

公 告

第 370 号

SGホールディングスグループ健康保険組規約第45条について、下記のとおり変更がありましたので公告します。

令和8年3月11日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 阿部 清彦



記

保険料率変更による規約変更

【保険料及び調整保険料の負担割合】 変更前

第45条 一般保険料額及び調整保険料額の合計額の98分の49は事業主
98分の49は被保険者において負担する。



【保険料額及び調整保険料額の負担割合】 変更後

第45条 一般保険料等額及び調整保険料額の合計額の97分の48.5は事業主
97分の48.5は被保険者において負担する。

附則 この規約は令和8年3月1日から施行する